

甘楽町分別収集計画(第 11 期)

甘 楽 町

令和 7 年6月

甘楽町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	P2
2. 基本的方針	P2
3. 計画期間	P2
4. 対象品目	P3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	P3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	P3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	P4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	P5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	P6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	P7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	P8

注）法とは「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

甘楽町分別収集計画

令和 7 年 6 月

1. 計画策定の意義

甘楽町では、令和 4 年 3 月に第 6 次総合計画を策定し、「しあわせホームタウン甘楽」を目指して、計画の実現に向けて全力をあげて取り組んでいる。

ごみ処理基本計画においても、住民の環境保全のため、ごみの適正処理はもとより減量化及び資源化、更にリサイクル化に関する取り組みを推進してきました。

ごみ処理方法としては、可燃ごみは富岡市に委託処理を行い、不燃ごみについては町有一般廃棄物最終処分場で処理を行っている。

ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機やコンポスト等の購入補助による生ごみの堆肥化の促進、行政区ごとに分別回収場を設け徹底した分別、学校・子ども会・各種団体による集団回収を実施し資源化とリサイクル化に取り組んでいる。さらに、平成 18 年 7 月からは、家庭ごみ町指定ごみ袋の有料化を導入し、住民の理解と協力を得ながら、ごみ処理経費の抑制、減量化及び資源化を行っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別し、5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リスペクト）の取り組みを推進し、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を果たし、一体となった取り組み方針を示すものである。

この計画に基づき、ごみの減量化はもとより容器包装廃棄物の資源化・リサイクル化を推進し、分別収集、選別保管費用の低減を推進することにより、循環型社会の構築と住民にとって住みよい生活環境づくりを目指すものである。

2. 基本の方針

本計画を実施するに当たっての基本の方針を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) ごみの適正処理を推進し、地域環境の保全
- (3) 住民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (4) リサイクル活動を通じて、循環型社会を支える子どもたちの育成

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器包装、紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	554.1 t	547.1 t	541.3 t	535.0 t	528.8 t

※算定に当っては、環境省が実施している家庭ごみの組成調査（令和6年度）の結果を使用する。【ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率：24.5%】

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては住民、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、廃棄物減量推進員（各行政区環境保健支部長）によるリサイクル活動や地域による回収を推進する。

（1）環境教育・啓発運動の充実

学校や地域社会の立場における副読本等を活用した資源環境教育を行うとともに、最終処分場の見学会などを通じて、学習活動の場を提供する。

地域社会においても、あらゆる機会を活用し住民、事業者に対して、ごみの排出量の把握、最終処分場の現況、ごみ処理経費の状況等について情報を発信し、現状認識を深めることにより、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

（2）過剰包装の抑制

簡易包装の協力店の設置や小売店での包装の簡素化を図る。

（3）買い物袋持参の普及

買い物袋持参の啓発により、小売店での包装の抑制を図る。

（4）再生資源製品の利用促進

酒・ビールビンなどの引取協力店を通じ、リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

甘楽町の最終処分場の残容量、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。また、住民の協力、町や委託業者が有する施設、収集機材等を勘案して、収集に係る区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

品 目	開始 年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	8	8.4t		8.3t		8.2t		8.1t		8.0t	
主としてアルミ製の容器	8	7.1t		7.0t		6.9t		6.8t		6.7t	
無色のガラス製容器	8	(合計) 21.8t		(合計) 21.5t		(合計) 21.2t		(合計) 20.9t		(合計) 20.6t	
		引渡 量 21.8t	独自 処理 量 0t	引渡 量 21.5t	独自 処理 量 0t	引渡 量 21.2t	独自 処理 量 0t	引渡 量 20.9t	独自 処理 量 0t	引渡 量 20.6t	独自 処理 量 0t
茶色のガラス製容器	8	(合計) 18.8t		(合計) 18.5t		(合計) 18.2t		(合計) 17.9t		(合計) 17.6t	
		引渡 量 18.8t	独自 処理 量 0t	引渡 量 18.5t	独自 処理 量 0t	引渡 量 18.2t	独自 処理 量 0t	引渡 量 17.9t	独自 処理 量 0t	引渡 量 17.6t	独自 処理 量 0t
その他のガラス製容器	8	(合計) 9.9t		(合計) 9.7t		(合計) 9.5t		(合計) 9.3t		(合計) 9.1t	
		引渡 量 9.9t	独自 処理 量 0t	引渡 量 9.7t	独自 処理 量 0t	引渡 量 9.5t	独自 処理 量 0t	引渡 量 9.3t	独自 処理 量 0t	引渡 量 9.1t	独自 処理 量 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)紙パック	8	1.3t		1.2t		1.1t		1.0t		0.9t	
主としてダンボール製の容器	8	64.4t		63.6t		62.8t		62.0t		61.2t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの(紙パック除く)	8	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
		引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	8	(合計) 29.9t		(合計) 29.5t		(合計) 29.1t		(合計) 28.7t		(合計) 28.3t	
		引渡 量 29.9t	独自 処理 量 0t	引渡 量 29.5t	独自 処理 量 0t	引渡 量 29.1t	独自 処理 量 0t	引渡 量 28.7t	独自 処理 量 0t	引渡 量 28.3t	独自 処理 量 0t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	8	(合計) 27.3t		(合計) 26.9t		(合計) 26.5t		(合計) 26.1t		(合計) 25.7t	
		引渡 量 27.3t	独自 処理 量 0t	引渡 量 26.9t	独自 処理 量 0t	引渡 量 26.5t	独自 処理 量 0t	引渡 量 26.1t	独自 処理 量 0t	引渡 量 25.7t	独自 処理 量 0t
うち 白色トレイ	8	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
		引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t	引渡 量 t	独自 処理 量 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み ※直近年度の分別適合物等の収集実績×人口変動率
※過去5ヵ年収集実績をもとに推計。また、人口変動率は次のとおり。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
12,207人 (対前年度比) 98.836%	12,065人 (対前年度比) 98.836%	11,925人 (対前年度比) 98.836%	11,787人 (対前年度比) 98.836%	11,650人 (対前年度比) 98.836%

令和12年度の推計人口は、令和7年4月1日現在の人口12,350人を100%とし、令和12年4月1日現在までの対前年度比を算出し、推計人口を算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

甘楽町では法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物のうち、缶(2種類)、びん類(3種類)、紙パック、ダンボール、ペットボトルの分別収集を行っており、平成19年4月からは、その他プラスチック製容器包装についても収集を実施している。分別収集は、現行の各行政区の分別収集及び地域による回収により実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	主としてスチール製の容器	缶類	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者
	主としてアルミ製の容器			
びん	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期回収 集団回収	町の施設 委託業者等の保管場所 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者
	主として段ボール製の容器包装	ダンボール	委託業者による定期回収 集団回収	委託業者等の保管場所 民間業者

プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収	町の施設 委託業者等の保管場所
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	町の施設 委託業者等の保管場所

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

町は、各行政区の分別収集場所で、以下の容器包装廃棄物（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を除く。）を収集する。

収集に係る分別区分は、缶類、びん類、紙パック、紙類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装とする。缶類、紙パック、紙類（段ボール）は、委託業者の施設で一時保管した後、直接リサイクルルートへ乗せる。

ペットボトル、その他プラスチック製容器包装は、委託業者の施設で圧縮梱包し、びん類は色別に分けて保管施設にて一時保管した後、再商品化事業者へ引渡す。

今後は収集状況等により、老朽化した圧縮設備の修繕等を行い収集体制の確保を行う。

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	各行政区分別・ごみ収集場所
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	各家庭 委託業者の施設 町の施設	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項7号)

住民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を検討・整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員による指導を行なうとともに、分別収集について広く住民の協力を求める。

その他、地域による回収を促進するため奨励金の交付などの支援を行うとともに、毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時には、その実績により事後評価を行なう。